

# 令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金交付手続について

## 1 概要

令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金（以下「追加支援金」という。）は、「令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金交付要綱」に基づき、医療機関等の電気代やガス代等の高騰の影響による光熱費(※1)の負担増に対する軽減を図ることを目的とする。

(※1)光熱費：電気料金及びガス料金（水道料金は除く。）を指す。

## 2 支援金交付対象医療機関等

この追加支援金では、(1)に該当し、(2)及び(3)のいずれの要件も満たす医療機関等を支援金交付対象医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）とする。

(1) 対象となる対象医療機関等は、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間、継続して栃木県内に開設している以下のア～キのいずれかに当てはまる機関とする。

ただし、公立の医療機関等については、一般会計により運営されているものを除く。

ア 二次救急の病院群輪番制病院である病院（三次救急医療機関を除く。）

イ 保険医療機関のうち無床診療所及び歯科診療所

ウ 助産所（出張専門の場合を除く。）

エ 療養費の発生する施術を行っている施術所(厚生局に受領委任の登録を行っている施術所を含む)。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。

オ 訪問看護ステーション(介護保険法第41条第1項の指定を受けるものとし、同法第71条による保険医療機関のみなし指定を受けるものを除く。)

カ 保険医療機関からの歯科技工を受託している歯科技工所

キ 保険医療機関から衛生検査を受託している衛生検査所

(2) 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの光熱費の支払額が、交付を受けた令和5年度支援金及び追加支援金の交付予定額を足した額以上であること。

(3) 「3 不交付要件」に該当しないこと。

## 3 不交付要件

次の(1)～(3)に1つでも該当する場合は、追加支援金の交付対象外とする。

(1) 本追加支援金の申請を既に行っている場合

(1 医療機関等につき1回限りの申請とする。)

(2) 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの期間に医療機関等の休止又は廃止している場合

(3) 支援金の趣旨及び目的に照らして交付が適当でないと知事が判断する場合

## 4 追加支援金の算定方法

交付額は以下の表のとおりとする。

医療機関等の種別	支援金の算定方法	備考
二次救急の病院群輪番制病院である病院（三次救急医療機関を除く）	17千円／1床	令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで休床した病床を除く。
保険医療機関（無床診療所、歯科診療所）、助産所	75千円／1施設	
療養費の発生する施術を行っている施術所（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所）、訪問看護ステーション及び保険医療機関からの業務を受託している歯科技工所・衛生検査所	30千円／1施設	

※ 同一の建物で複数の交付対象施設を併設している場合、原則、一つの施設のみ交付申請が可能。ただし、交付対象経費に係る請求書等が、施設ごとに区別されており、会計を分けて支出を行っている場合等は、施設ごとに申請することが可能。

## 5 提出書類

申請には以下の書類を提出するものとする。

- (1) 令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式4-1及び別紙1～2）
- (2) 通帳の表紙及び見開き1ページ目（写し）  
金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの  
※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出すること。  
※振込口座は、原則、申請法人・申請者本人の名義の口座に限る。

※支援金申請システムによる申請の場合、(1)の内容はシステムへ入力すること。また、(2)の提出書類は、電子データをシステムに添付すること。

## 6 申請手続

### (1) 申請者

支援金の申請は、対象医療機関等を開設する者が、医療機関等の種別ごとに取りまとめ、1医療機関等当たり1回限り行えるものとする。

### (2) 申請方法

原則、支援金申請システムでの申請とする。

※やむを得ない事情により、支援金申請システムが使用できない場合には、郵送による申請を可とする。

### (3) 申請期限

令和6(2024)年5月24日(金) 23時59分

※支援金申請システムでの申請は、5月24日(金) 23時59分までに申請を完了すること。

※郵送による申請は必着とする。

(4) 申請先

ア 支援金申請システムで申請の場合

支援金申請システムからシステム内の案内に沿って申請すること。

URL : <https://tochigi-iryoshien.com/konetsuhi/>

イ 郵送で申請の場合

以下の宛先に、特定記録、簡易書留、レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。

申請書類は返却しないため、申請内容が確認できるよう郵送前にコピーをとり、控えを保管すること。

（送付先  
〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141  
栃木県医療機関等支援金事務局 宛て

(5) 郵送での申請を行うための申請様式の入手方法

郵送で申請を行う場合は、以下のいずれか方法で、申請書を入手すること。

※支援金申請システムで申請を行う場合には申請書類の入手は不要

(紙申請書類入手方法)

ア 県公式ホームページからダウンロードする。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/2023kounetsuhitsuikasien.html>

ダウンロード期限 : 令和6(2024)年5月24日(金)

イ 同封の「申請様式送付依頼書(様式2)(以下「依頼書」という。)」を以下の宛先に令和6(2024)年5月15日(水)必着で郵送又はFAXで送付する。

栃木県医療機関等支援金事務局(以下「事務局」という。)に依頼書が到着した後、3日以内(ただし、土日祝日を除く。)に申請書類を発送するものとするが、依頼書を送付してから、1週間を経過しても送付がない場合には、事務局に問い合わせること。問い合わせがなかった場合には、当該依頼は無効とする。

（送付先  
〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141  
栃木県医療機関等支援金事務局 宛て

（FAX送信先  
028-666-7763

ウ 重度の視覚障害等のやむを得ない事情により、上記ア及びイの対応が難しい場合には、令和6(2024)年5月15日(水)までに事務局に相談すること。

(6) 申請等についての問い合わせ先

申請等については、以下の事務局まで問い合わせること。

ア メール：konetsu@tochigi-iryoshien.com

受付期限(新規問合せ受付期限)：令和6(2024)年7月26日(金)

イ 電話：028-666-7753

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

新規問合せ受付期限：令和6(2024)年7月31日(水)午後5時

## 7 審査及び交付について

(1) 事務局で申請書類を受領後、内容を審査し、適正と認められた場合、支援金を交付する。

審査の結果、支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付決定通知書を送付する。令和6(2024)年8月までに支援金を、申請時に記入した振込先の口座へ入金するので確認すること。

審査の結果、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、事務局から不交付に関する通知を送付する。

(2) 交付決定の通知送付については、令和6(2024)年7月中旬から下旬を予定している。

(3) 申請内容に不備がある場合、事務局から申請医療機関等に不備の修正等を依頼する。申請医療機関等は、修正が生じることがないように申請前に本書等により申請内容が適切かを確認すること。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により審査担当者が申請内容を修正する場合がある。

(4) 申請内容に不備等があり、事務局から修正を依頼したにも関わらず令和6(2024)年6月20日(木)午後5時までに修正が完了しない場合、又は、事務局からの修正依頼の連絡に令和6(2024)年6月14日(金)午後1時までに応答がない場合、原則申請が取り下げられたものとみなす。

(5) 県は必要に応じ、申請内容について調査する場合がある。その場合、申請者は調査に協力するとともに、速やかに状況を報告すること。

(6) 支援金の交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は交付決定の取消しを行う。既に交付した支援金について返還するほか、支援金の受領日からの日数に応じて加算金を課す場合がある。また、返還されない場合、事業者名や法人名の公表等の対応を行うことがある。

## 8 留意事項

### 証拠書類の保管

支援金の交付を受けた場合には、本事業における収入及び支出等に係る以下の証拠書類を整理し、支援金の交付年度の翌年から起算して5年間適切に保管しなければならない。

(1) 光熱費

ア 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日の光熱費の支払いに係る領収書

イ 療養費対象の施術を実施しているが、受領委任の登録を実施していない施術所の場合、令和5(2023)年4月1日から申請日までに療養費対象の施術を実施したことを証する書類

ウ 歯科技工所及び衛生検査所の場合、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までに保険医療機関からの注文を受けたことを証する書類